

全国一律の子どもの医療費助成制度を創設することに関する意見書（案）

子育ての大きな不安の一つに、子育てに掛かる経済的負担がある。子どもは病気や怪我が多く、重症化リスクも高いため、早期の診断と治療が必要である。しかし、発熱しても金銭的な理由から医療機関を受診できない家庭もあることは、病状が急変しやすい子どもにとって、命に直結する問題である。ぜん息など慢性疾患で継続的な治療を必要とする子どもがいる家庭には、医療費が長期間にわたり負担となる。各家庭の経済状況にかかわらず、医療機関を受診できる仕組みが欠かせない。

子どもの医療費助成制度は、子育てに掛かる経済的負担を軽減し、子どもの健全な育成に大きく寄与する施策であり、全国各地で子どもの医療費の無償化が広がっている。平成23年は、義務教育就学期までの子どもの通院医療費を助成する自治体は39.8%であったが、令和5年には97.1%に拡大した。また、義務教育終了後18歳又はそれ以上までを対象にしている自治体は、2.2%から69.4%に拡大している。

一方で、自治体の財政状況によって助成内容に格差が生じていることが問題となっている。都においては、62全ての自治体で子どもの医療費助成制度を実施しているが、令和5年4月現在で、所得制限が残っているのは、乳幼児期まででは1自治体、義務教育就学期まででは12自治体、義務教育終了後18歳まででは16自治体である。また、一部自己負担が残っているのは、義務教育就学期まででは23自治体、義務教育終了後18歳まででは25自治体である。

どこで生まれ、どこに住んでいても、子どもの生活と健康は等しく守られるべきであり、全ての子どもに等しく適切な医療が提供される必要がある。このことについては、全国知事会や全国市長会も提言や要望を提出している。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、全国一律の子どもの医療費助成制度を国の責務として早期に創設するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

東京都議会議長 宇田川 聡史

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
こども政策担当大臣

宛て